

都市経営・行政運営調整委員会資料

1. 横浜市立大学コンプライアンス推進委員会報告書
2. 横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会の設置

報 告 書

平成 20 年 3 月 25 日

公立大学法人横浜市立大学

理事長 宝田 良一 殿

横浜市立大学

学長 ブルース・ストロナク 殿

公立大学法人横浜市立大学

コンプライアンス（倫理法令遵守）推進委員会

委員長 飯田 嘉宏

委員 岡田 公夫

委員 川島 志保

横浜市立大学コンプライアンス（倫理法令遵守）推進委員会は、平成 19 年 11 月 1 日に通報のあった件に関し、公立大学法人横浜市立大学コンプライアンス（倫理法令遵守）推進規程第 5 条に基づき行った事実関係の調査結果を受け、上記規程第 7 条に基づき検討した結果を次のとおりご報告します。

1 通報内容

- (1) 学位取得後の謝礼について
- (2) 結婚式の仲人のお礼について など、その他 5 件

2 調査結果の要約

- (1) 学位取得後の謝礼の授受について、今回通報があった医局内で一部存在していたことが認められた。

一方、学位取得後の謝礼の有無が学位審査結果にあらかじめ影響を及ぼした可能性はないと判断する。つまり学位の質については保証されていると考えられる。（横浜市立大学大学院医学研究科学位論文審査内規によれば、「本研究科代議員会が適当とみなした査読付きの学術誌に印刷公表、もしくは印刷中の本人を筆頭とする原著論文を引用したもの」、「主査は指導教員以外」とされている。）

- (2) 結婚式の仲人のお礼について、などのその他 5 件の通報内容については、伝聞に基づ

く通報であることから、通報内容を事実と確認するまでにいたらなかった。

3 当委員会の判断と是正及び再発防止措置への意見

(1) 学位取得後であっても現金の授受は、明らかに倫理違反である。

横浜市立大学の教員は、地方独立行政法人法第 58 条により、地方公務員と見なされている。公務員が、職務に関連して、利害関係者等から金品を受領することが、公務員の倫理に反することは明らかである。

当委員会は、授受された現金の返還を速やかに行うことを求めると共に、さらに外部者を含む委員会等を設置して、学位審査にかかわる金品の授受に関して、全学にわたり事実関係を調査した上で、適正な是正措置及び再発防止措置等を検討すること、及び倫理基準に関し、横浜市職員倫理規程のような明確なルールを作成することを求める。

【参考】

- ・ 横浜市職員倫理規程は下記のとおり定め、職員が利害関係を有するものからの金品の授受を原則的に禁止している。

【横浜市職員倫理規程第 3 条 5】

職員は、総括サービス管理責任者が定めるところにより、相談員が承認したときを除き、いかなる理由によるかを問わず、自らの職務に利害関係を有する者から金品を受領し、または利益もしくは便宜の供与を受ける行為その他職務の執行の公正さに対する市民の信頼を損なう恐れのある行為をしてはならない。

- ・ 公立大学法人横浜市立大学の定めるコンプライアンス（倫理法令遵守）推進に関する指針にも、次のとおりの定めがあり、大学に働くすべての教職員に対し、高い倫理観を要求している（必携コンプライアンス（倫理法令遵守）推進ハンドブックより）。

内外の法令やルールの遵守はもとより、人権や文化を尊重し、高い倫理観を持って、地域社会のみならず、広く国際社会に貢献します

(2) 調査によれば、学位取得後の謝礼の授受が学位審査結果に影響を及ぼした可能性はないとされている。

しかしながら、学位取得に関連して金銭の授受があることは、使途の如何を問わず、学位審査の公正さ、厳正さを疑わせ、大学における教育研究の本質に悖るものである。大学は本件事案を重く受け止め、学位審査の信頼性を全力で回復するよう求める。

(3) 大きな組織になるほど各種の問題が生じるであろうことは予想されるが、それ故にこそ、より透明な運営が不可欠である。特に、医師のキャリア形成に大きく係わる医局人

事において、公平性、透明性が確保されることは重要である。当該医局のみならず、教育研究を担う大学の理念に基づき、全学にわたって、より透明な運営を可能とする具体的措置や倫理規範に沿った意識の転換を大学として講じる必要がある。

- (4) 高度の学術と医療の伝統と実績を持って広く社会に貢献し、市民医療の基幹を担っている横浜市立大学医学部として、また社会から倫理の規範役を期待されている大学として、本件に係わる事態の発生は誠に残念で遺憾なことである。

これを機に、大学内の考え方や慣習について虚心に見直し、改めるべき点については、厳正適切な是正対応と措置によって、一日も早く医療行為や教育研究に専念できる環境を実現されることを切望する。また、その事実関係と対処措置内容ならびに今後の大学の方針について、市民に十分な説明責任を果たすことを求める。

(以上)

平成 20 年 3 月 25 日

「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」の設置について

横浜市立大学大学院における学位審査の問題について、全容の解明並びに再発防止策の策定を早期に行い、本学の信頼回復を図ることを目的に、「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」を直ちに設置します。

1 委員会構成員

弁護士、外部有識者、横浜市立大学関係者など 7～10 名程度で構成

2 委員会の下部組織として部会を設置

- (1) 調査部会：平成 16 年度から 18 年度の学位審査に関わった教員及び学位申請者を対象に聞き取り調査やアンケート調査を実施します。
- (2) 再発防止部会：学位審査に係る謝礼授受等の再発防止策の検討を行う。

3 調査対象

- | | | |
|---------------|----------|-------------|
| (1) 医学研究科 | 教員 64 名 | 学位申請者 226 名 |
| (2) 国際総合科学研究科 | 教員 104 名 | 学位申請者 74 名 |

4 スケジュール

はじめに医学研究科の調査を行い、4 月末を目途に調査結果を纏めます。その後、国際総合科学研究科の調査を実施します。

5 学内現状検討委員会との関係

「学内現状検討委員会」で実施したアンケート結果（現在集計中）について、学位関係の部分は今回設置予定の「横浜市立大学学位審査等に係る対策委員会」の方で取り扱うこととします。

※ 学内現状検討委員会

医学部・医学研究科における組織運営、教室運営などに関する喫緊の課題についての調査、検討をするために平成 20 年 2 月 12 日に設置したもので、課題に対する組織全体の状況の把握と課題の抽出及び解決の方向性を提起していく。